令和８年（フ）第１０２号
福島県河沼郡会津坂下町字台ノ下784番地
デンファーレ103号室
債務者　倉戸　来喜
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第１５００号
東京都国分寺市西恋ヶ窪四丁目１番地１ルイシャトレ国分寺イプセ309
債務者　茅根　尚美
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８７５号
東京都羽村市羽西一丁目５番42号コーポサンフラワー106
債務者　佐々木教子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第６２号
新潟県上越市大字土橋1803番地20　ハイツラベンデール　205号
債務者　佐藤　晴美
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
新潟地方裁判所高田支部

令和８年（フ）第２９０号
香川県高松市由良町804番地
債務者　安田　圭吾
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４５号
香川県三豊市豊中町比地大1786番地２　Ａｉハウス202号室
債務者　松岡　　賢
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
高松地方裁判所観音寺支部

令和８年（フ）第３５号
愛媛県大洲市徳森512番地30、旧住所兵庫県南あわじ市市十一ケ所10番地47　メゾンせせらぎⅡ　２Ｆ－１号
債務者　中須賀智也
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
松山地方裁判所大洲支部

令和８年（フ）第７０６号
栃木県塩谷郡高根沢町光陽台六丁目１番地２家族の家ひまわり宝積寺207号、前住所栃木県宇都宮市南大通り１丁目７番７号　南大通りハイツ－301
債務者　小林　陽一
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１４１５号
千葉県船橋市坪井東５丁目６番11号　アルページュ201号
債務者　石原　麻実
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４２０号
千葉県船橋市高野台３丁目14番２棟108号
債務者　若本　浩二
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４２３号
千葉市稲毛区天台２丁目５番17－２号　アーク天台301号
債務者　西内由香里
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４８１号
千葉市中央区旭町４番18号　Ｒｅ　Ｌｉｆｅ旭町
債務者　野崎　政雄
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５３５号
千葉市中央区松波２丁目15番８号　フォレスト西千葉１Ａ号
債務者　金子　良夫
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５３６号
千葉市中央区松波２丁目15番８号　フォレスト西千葉１Ａ号
債務者　金子　五月
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５４１号
千葉県市川市香取１丁目２番11―301号　（サンシャトレー）
債務者　風間　大哉
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５７４号
千葉県市川市宝２丁目４番５－203号　（フローレンス宝）
債務者　鈴木　朱翔
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係